

4. 給与所得者異動届出書等の記載例

〈記入例①〉退職後、一括徴収する場合(退職等の際に未徴収税額を事業所がまとめて徴収し、納入する場合)

該当する年度に必ず〇をつけてください。

受付印 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書 (宛先) 今治市長 令和 8 年 11 月 25 日提出		所在地 〒180-0000 東京都武蔵野市〇〇1丁目〇番地〇		年度 1. 令和8年度 2. 令和9年度 3. 両年度		
		フリガナ 〇〇シュッパン カブシキガイシャ 名称(氏名) 〇〇出版 株式会社		特別徴収義務者指定番号 0 2 0 0 0 0 0 0 0 0		
(特別徴収義務者) 給与支払者 フリガナ イマバリ タロウ 氏名 今治 太郎 生年月日 昭和 40 年 10 月 10 日 個人番号 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 受給者番号 10 1月1日現在の住所 今治市別宮町1丁目4番地1 異動後(現在)の住所 同上		法人番号又は個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0		担当連絡先 所属 総務課 経理係 氏名 今治 花子 電話番号 03-000-0000		
給与所得者 フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 受給者番号 1月1日現在の住所 異動後(現在)の住所		(ア) 特別徴収税額(年税額) (イ) 徴収済額 (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)		異動年月日 異動の事由 異動後の未徴収税額の徴収方法		
		12,000 円		令和 8 年 11 月 28 日 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死 5. 支払小額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 右から番号を記入		
		6,000 円		2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付) 右から番号を記入		

※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出をお願いします。

※未徴収税額(ウ)の徴収方法(該当する以下1、2、3のいずれかの場合)を必ず記入してください。

12月31日までに退職した人については、本人に確認のうえ、できるだけ未徴収税額の一括徴収をお願いいたします。
 ※外国籍の従業員が帰国される場合は、一括徴収にご協力ください。
 1月1日から4月30日までの間に退職した人については、本人の申出の有無にかかわらず残りの税額を一括徴収することが義務付けられていますので、原則未徴収税額を一括徴収してください。

(ア)…異動された方の1年間の税額を記入してください。
 (イ)…特別徴収税額を何月分から何月分までいくら徴収したかを記入してください。
 (一括徴収をする月の前月までの税額)
 (ウ)…残りの税額(ア)-(イ)を記入してください。
 【例】12月分一括徴収する場合
 (ア)…異動された方の1年間の税額 12,000円
 (イ)…一括徴収をする月の前月までの税額 6月から11月まで 6,000円
 (ウ)…残りの税額(ア)-(イ) 12月から5月まで 6,000円

理由 1 右から番号を記入 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続(転勤等)の申出がないため		徴収予定額(上記(ウ)と同額) 6,000 円	左記の一括徴収した税額は、 12 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	控え必要 ※ 控えが必要な場合は「〇」を記入してください。控えは変更通知書と一緒に送付いたします。お急ぎの場合は返信用封筒を同封してください。
--	--	----------------------------	---	--

※退職の日が1月1日～4月30日までの場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。(地方税法第321条の5)

理由 右から番号を記入 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		(死亡退職の場合) 相続人代表者 住所 氏名 電話番号	〒 死亡者との関係
---	--	--------------------------------------	--------------